# 成年後見制度を身近に～地域で活躍する市民後見人～

共生社会推進課　☎048(456)5364

## 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより財産管理などの重要事項を一人で決めることが難しい場合に、後見人などが本人の意思を尊重しながら財産管理や契約行為などを行う制度です。





◀市民後見人のつどいの様子

## 市民後見人が活躍中!

市民後見人とは、養成講座で成年後見制度に関する知識を身に付け、家庭裁判所から成年後見人などに選任された人です。現在、市では3人の市民後見人が、基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）などのサポートを受けながら、同じ地域に暮らす市民の目線を生かした、きめ細やかな支援を行っています。
こうした市民後見人の活動を支える場の一つが「市民後見人のつどい」です。活動報告や情報交換を行うほか、業務上の悩みを経験豊富な市民後見人や司法書士に相談し、日々の支援に生かしています。また、イベントなどを通じて、成年後見制度や市民後見人の活動を広く知ってもらう取り組みも進めています。

### 成年後見制度利用促進イベント「第2回市民後見人と話してみよう!」

**とき** 1月23日（土）　13時30分～15時30分
**ところ** 市民会館仮設会議室（マルイファミリー志木8階）
**対象** 成年後見制度に興味のある人
**定員** 40人
**講師・アドバイザー** 市民後見人、大貫（おおぬき） 正男（まさお）さん・髙橋（たかはし） 明子（あきこ）さん（司法書士）
**申込み・問合せ** 12月14日（月）から1月20日（水）までに電話で、基幹福祉相談センターへ　☎048（456）6021

# こども性暴力防止法が施行されます

子ども支援課　☎048(456)5362

## こども性暴力防止法とは

教育・保育などを提供する場でのこどもへの性暴力を防ぐため「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（略称:こども性暴力防止法）」が令和6年に成立し、その取り組みが令和8年12月25日よりはじまります。

▲市ホームページ

## 法律の対象は?

学校（幼稚園、小中高など）や認可保育所などは、公立・私立を問わずすべての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

**義務対象**
・学校　・認可保育所　・認定こども園　・児童養護施設　・障害児施設　など

**認定対象**
・認可外保育施設　・放課後児童クラブ　・学習塾　・スポーツクラブ　など







**認定を受けた事業者は**
こども家庭庁がウェブサイトを通じて公表
認定事業者マークを表示可能

※こども家庭庁リーフレット

## こどもへの性暴力が疑われる場合はご相談ください

・こども家庭センター(子ども支援課内)　☎048(456)5362　✉ kodomo-soudan@city.shiki.lg.jp
・子どもスマイルネット　☎048(822)7007
・埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」
詳しくは、市ホームページをご覧ください。